

平成 2 7 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案

9 月 3 日 招 集
流 山 市

目 次

- 5 5 平成27年度流山市一般会計補正予算（第2号）
- 5 6 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 5 7 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 8 財産の取得について（流山市民総合体育館用スポーツ備品）
- 5 9 財産の処分について（新川耕地スポーツフィールド他）
- 6 0 平成27年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 1 平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 2 平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 3 平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 4 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 5 指定管理者の指定について（流山市民総合体育館）
- 6 6 平成27年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 7 平成26年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 8 平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 9 平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 0 平成26年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 1 平成26年度流山市水道事業会計決算認定について
- 7 2 流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 3 平成26年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
- 7 4 監査委員の選任について

- 1 6 平成 2 6 年度健全化判断比率について
- 1 7 平成 2 6 年度資金不足比率について
- 1 8 専決処分の報告について
- 1 9 専決処分の報告について

議案第 56 号

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について定めるためである。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、

この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	流山市高齢者在宅サービス支援事業規則（平成23年流山市規則第20号）による高齢者在宅サービス支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則（平成11年流山市規則第25号）による高齢者に対する給食サ

	ービスに関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関する規則（平成13年流山市規則第23号）による在宅の重度高齢者の家族に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	流山市在宅高齢者家族介護用品の支給に関する規則（平成13年流山市規則第26号）による在宅の中重度高齢者の介護者に対する介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	流山市徘徊高齢者家族支援サービス利用助成規則（平成15年流山市規則第40号）による徘徊高齢者家族支援サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則（平成19年流山市規則第34号）による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年流山市条例第44号）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	流山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則（平成18年流山市規則第50号）による身体障害者のための自動車の改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則（平成19年流山市規則第36号）による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則（平成22年流山

	市規則第48号)による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業実施規則(平成24年流山市規則第43号)による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱(平成19年流山市告示第76号)によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	流山市健康診査等に関する規則(平成13年流山市規則第10号)による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	流山市インフルエンザ等の予防接種の実施に関する規則(平成13年流山市規則第52号)による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	流山市遺児等手当支給条例(昭和56年流山市条例第8号)による遺児等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	流山市児童育成手当支給条例(昭和57年流山市条例第9号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則(平成9年流山市規則第31号)によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則(平成14年流山市規則第45号)による子どもの医療費の助成に関する

	る事務であって規則で定めるもの
2 1 市長	流山市子どもショートステイ事業の実施に関する規則（平成18年流山市規則第27号）による子どもショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 2 市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則（平成20年流山市規則第38号）によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 3 市長	流山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年流山市告示第119号）による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 4 市長	流山市私立幼稚園園児補助金交付要綱（平成19年流山市告示第120号）による私立幼稚園園児補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 5 教育委員会	流山市入学準備金貸付条例（平成11年流山市条例第9号）による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
2 6 教育委員会	流山市就学援助規則（平成26年流山市教育委員会規則第1号）による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 7 上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和60年流山市条例第15号）による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	流山市高齢者在宅サービス支援事業規則による高齢者在宅サービス支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関

		係情報」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	流山市高齢者給食サービス事業の実施に関する規則による高齢者に対する給食サービスに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	流山市在宅高齢者家族介護慰労金	住民票関係情報及

	の支給に関する規則による在宅の重度高齢者の家族に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	び地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	流山市在宅高齢者家族介護用品の支給に関する規則による在宅の中重度高齢者の介護者に対する介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	流山市徘徊高齢者家族支援サービス利用助成規則による徘徊高齢者家族支援サービスの利用に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	流山市福祉手当の支給に関する条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	流山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則による身体障害者のための自動車の改造費の助成に関する事務であって規則で定め	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの

	るもの	
1 0 市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業実施規則による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	流山市健康診査等に関する規則による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6 市長	流山市インフルエンザ等の予防接種の実施に関する規則による予防接種の実施に関する事務であって	住民票関係情報及び生活保護関係情報であって規則で

	規則で定めるもの	定めるもの
17 市長	流山市遺児等手当支給条例による遺児等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	流山市児童育成手当支給条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	流山市子どもショートステイ事業の実施に関する規則による子どもショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	流山市私立幼稚園就園奨励費補助	住民票関係情報、

	金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	流山市私立幼稚園園児補助金交付要綱による私立幼稚園園児補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	流山市入学準備金貸付条例による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	流山市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第 57 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付等に係る手数料を定めるためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中印鑑に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下この項において「省令」という。）第11条第3項の規定による通知カードの再交付（省令第11条第1項第1号に該当する場合、同項第4号に該当する場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第5条第3項第1号に該当して通知カードを返納した場合を除く。）、省令第11条第1項第5号に該当する場合（政令第15条第1項第1号（政令第14条第7号に係る部分に限る。）及び政令第15条第1項第3号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。）、省令第11条第1項第6号に該当する場合（政令第14条第1号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。）、省令第11条第1項第7号に該当する場合及び同項第9号に該当する場合に限る。）		1件につき	500円
---	--	-------	------

別表住民基本台帳カードの交付（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の19第1項に規定する有効期間内の交付を含む。）又は再交付の項を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第14条第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に該当して個人番号カードが失効した場合に限る。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付		1 件 につ き	8 0 0 円
---	--	-------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表住民基本台帳カードの交付（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の19第1項に規定する有効期間内の交付を含む。）又は再交付の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 58 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | スポーツ備品一式 |
| 2 | 取得目的 | 流山市民総合体育館用スポーツ備品 |
| 3 | 取得金額 | 72,252,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉県流山市東初石6丁目182番地の1（新C
69街区7）
株式会社 三英
代表取締役 三浦 慎 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

1 流山市民総合体育館用スポーツ備品一覧

No	箇所区分	競技	諸室	品名	数量	仕様	
1	1F	バスケットボール	メインアリーナ	移動式バスケットゴール	2 対	国際バスケットボール連盟認定品、ミニバスケットボール適応、電動、セッティングゲージ付、スナップリング付、電源コード、電源延長ドラム2台含む	
2				ゲームクロック付ショットクロック (取付式)	1 対	日本バスケットボール協会装置検定品、F I B Aルール2014対応、24秒/30秒ルール切替可能	
3				ショットクロック (取付式)	1 対	日本バスケットボール協会装置検定品、F I B Aルール2014対応、24秒/30秒ルール切替可能	
4				公式試合管理席 (オフィシャルズ・テーブル)	1 台	選手攻撃側表示器付	
5				ファール回数表示機	1 組	日本バスケットボール協会装置検定品、3面置き式、移動式、操作盤付、電源コード及び信号コード付	
6				大響ブザー	1 組	競技会向け、電源コード及び信号コード付	
7				電光得点表示装置	1 組	移動式、国際試合対応、バスケットボール、バレーボール、ハンドボール対応品、電源コード及び信号コード付、電源延長ドラム2台含む、ショットクロックと連動可能	
8			メイン・サブアリーナ	反則数表示板 (チーム用)	3 組	チーム反則回数板5枚	
9				反則数表示板 (個人用)	3 組	数字板5枚	
10				バスケットボール7号	24 個	国際公認球 検定球	
11				バスケットボール6号	24 個	国際公認球 検定球	
12			サブアリーナ	ショットクロック (移動式)	1 対	移動式、表示板2台、操作盤1台、F I B Aルール2014対応、電源コード及び信号コード付	
13			バレーボール	メインアリーナ	支柱	3 組	バレーボール用、国際バレーボール連盟認定品、日本バレーボール協会推薦品、バベルギア式、床下300mm用
14					支柱カバー	3 組	バレーボール用、国際バレーボール連盟認定品 日本バレーボール協会推薦品
15					審判台	1 台	バレーボール用、国際バレーボール連盟認定品 日本バレーボール協会推薦品
16					6人制ネット	1 張	バレーボール用、国際バレーボール連盟認定品 日本バレーボール協会推薦品
17				サブアリーナ	支柱	2 組	バレーボール用、日本バレーボール協会推薦品、アルミ製、バベルギア式、床下300mm用
18					支柱カバー	2 組	バレーボール用、日本バレーボール協会推薦品
19				メイン・サブアリーナ	審判台	4 台	バレーボール用、日本バレーボール協会推薦品
20					アンテナ	5 組	バレーボール用、日本バレーボール協会公認品
21					バレーボール・バスケットボール兼用得点板	5 台	バレーボール・バスケットボール兼用、日本バレーボール協会推薦品、移動式

No	箇所区分	競技	諸室	品名	数量	仕様
22	バレーボール		メイン・サブアリーナ	6人制ネット	5 張	バレーボール用、日本バレーボール協会公認品
23				9人制ネット（女子）	5 張	バレーボール用、日本バレーボール協会公認品
24				選手交代表示板	5 組	バレーボール用、1～20番
25				球技用ネット測定機	2 本	アルミ製、計測範囲0.941m～3.05m
26				バレーボール5号	24 個	国際公認球 検定球
27				バレーボール4号	24 個	検定球
28				卓球		メイン・サブアリーナ
29	ネット	45 セット	卓球用、国際卓球連盟公認品、サポートセット込			
30	卓球フェンス	430 枚	高さ750mm、幅1400mm、メインアリーナ305枚、サブアリーナ125枚			
31	卓球フェンス運搬車	10 台	収納数45枚			
32	得点板	21 台	卓球用、ハンディタイプ折畳み式、スタンド込			
33	得点板	21 台	卓球用、ハンディタイプ折畳み式（小型）			
34	卓球・バドミントン兼用型審判台	21 台	日本バドミントン協会検定合格品、バドミントン・卓球兼用			
35	バドミントン		メイン・サブアリーナ	差込式兼用支柱	15 組	日本バドミントン協会検定品、バドミントン、ソフトバレーボール兼用、床下150mm
36				得点板	15 台	バドミントン用、日本バドミントン協会検定品
37				ネット	15 張	バドミントン用、日本バドミントン協会検定品、ナイロンラッセル、235T/15本
38	ソフトバレーボール		メイン・サブアリーナ	ネット	8 張	ソフトバレーボール用
39				アンテナ	8 組	ソフトバレーボール用、2本入り、長さ145cm
40	ハンドボール		メインアリーナ	ゴール	1 対	ハンドボール用、日本ハンドボール協会検定品、折畳み式及び床止め金具、打込み杭付
41				ネット	1 対	ハンドボールゴール用、日本ハンドボール協会検定品、ホワイト
42				ハンドボール3号	12 個	国際公認球 検定球
43				ハンドボール2号	12 個	国際公認球 検定球

No	箇所 区分	競技	諸室	品名	数量	仕様		
44	フットサル	フットサル	メイン アリーナ	ゴール	1 対	フットサル用、折畳式		
45				ゴールネット	1 対	フットサル用、六画目		
46				ゴールウエイト	1 対	フットサル用、4個 1 組		
47				防護ネット	2 張	W37,800mm×H9,250mm、取外し式ネットのみ		
48				防護マット	1 対	W9,000mm×H3,000mm×T50mm		
49				フットサルボール4号	24 個	国際公認球 検定球		
50				共通 1	メイン・ サブアリー ナ	支柱整理台	3 台	18本程度掛け（バレーボール支柱10本、バドミントン支柱30本計40本対応）
51						支柱運搬車	2 台	2本掛け
52						ボールカゴ	7 台	折畳式
53	メイン アリーナ	取外し式防球ネット	3 枚		W37,800mm×H9,250mm、取外し式ネットのみ			
54		フロアシート	106 本		長さ20m、幅1.1m、メインアリーナ全面分（2,081㎡）			
55		フロアシート巻取り機	4 台		1100mm専用			
56		フロアシート整理台	7 台		16本掛け			
57		巻取芯	106 組		1100mm専用			
58		フロアシートキャリーバー	4 組		巻取芯に対応するもの			
59	サブ アリーナ	取外し式防球ネット	1 枚		W27,000mm×H8,200mm、取外し式ネットのみ			
60	共通 2	幼児体育室	ソフトジムタワー	1 台	直径400mm×高さ200mm×6段、内部：強化ウレタン、外部ナイロンターボリン生地			
61			ソフトジムSB-1（三角）	1 組	幅900mm×奥行き600mm×高400mm、内部：強化ウレタン、外部ナイロン生地			
62			ソフトジムロングバー（四角）	1 台	幅2000mm×1辺300mm、内部：強化ウレタン、外部ナイロンターボリン生地			
63			ソフトジムバス	1 台	全長1000mm×全幅300mm×車高400mm、内部：強化ウレタン、外部ナイロンターボリン生地			
64			ソフトジムスポーツカー	1 台	全長1000mm×全幅300mm×車高400mm、内部：強化ウレタン、外部ナイロンターボリン生地			
65			ソフトジムサイコロ	1 台	各辺300mm、内部：強化ウレタン、外部ナイロンターボリン生地			
66			ジョイントタイルカーペットマット	70 枚	縦横500mm×厚さ16.5mm、表面パイル3mmナイロンBCF100%、裏面：発泡ポリエチレン			

No	箇所 区分	競技	諸室	品名	数量	仕様
67	2F	柔道	武道場	柔道畳	196 畳	全日本柔道連盟公認品、幅1m×長さ2m
68				畳寄せ枠（ゴム製直線型）	15 個	W875mm×D650mm×H670mm程度
69				滑止めシート	200 枚	柔道畳用
70				運搬車	4 台	25枚程度積載
71	3F	弓道	弓道場	防矢ネット:弓道場	2 張	W18,900mm×H3,000mm
72				防矢ネット:射場	1 張	W3,600mm×H2,400mm
73				人工芝	370 m ²	矢道部分、パイル長19mm人工芝、ポリプロピレン、ジョイントテープ、接着剤、設置作業含む
74				的枠	20 個	尺二・三寸
75				合串	20 本	竹製
76				的紙	1巻 (100枚)	的紙競技用、粘着用糊込
77				弓立ち	1 個	30本程度収納
78				矢立ち	2 個	計18マス 9マス×2
79				弓張り板	5 個	-
80				姿見鏡（移動式）	1 台	W1200mm×H1800mm程度
81				巻ワラ台	2 台	鉄製
82				巻ワラ	2 台	尺二（直径）
83				駒（本座用、射位用）	2 個	-
84				立ち位置表示板	6 個	-
85				安土用垂れ幕	1 張	稽古用、上げ巻付
86				安土用垂れ幕	1 張	正規用、上げ巻付
87				国旗	1 枚	-

No	箇所 区分	競技	諸室	品名	数量	仕様
88		弓道	弓道場	市旗	1 枚	-
89				木鱈	1 個	安土整備用
90				安土整備用たたき台	1 個	-
91				「礼記射義」、「射法訓」、「審査要領」、「射法八節」掲示用額	4 個	-
92				的格納棚	1 台	20的入る程度
93				散水用ビニールホース	1セット (50m)	リール付、ノズル付
94		アーチェリー		的紙	50 枚	アーチェリー用、80cm×50枚
95				的スタンド	6 台	アーチェリー用
96				的壘	1 式	アーチェリー用

2 履行期間

議会の議決の日の翌日から平成28年3月15日まで

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社 三英		
自己資本の額	95,000 千円		
所 在 地	本 社	千葉県流山市東初石6丁目182番地の1 (新C69街区7)	
	営 業 所	—	
主な取扱商品	スポーツ用品 (卓球台、バスケット板、その他) 公園遊具		
代 表 者	代表取締役 三浦 慎		
過去2か年の 年間平均販売 実績高	官 公 庁	民 間	合 計
	千円	千円	千円
	1,098,000	1,060,000	2,158,000
過去2か年の 主な販売実績	・	物 品 名	福島国体記念体育館 移動式バスケットゴール
		発 注 者	(有) フクシマスポーツランド
		契 約 金 額	9,000,000円
		納 入 年 月 日	平成26年9月2日
	・	物 品 名	佐渡市総合体育館 卓球台30台 その他備品
		発 注 者	(有) 山吾商店
		契 約 金 額	20,000,000円
		納 入 年 月 日	平成27年1月22日
	・	物 品 名	流山市立おおたかの森小・中学校 バスケットゴール、ネット その他備品
		発 注 者	(株)大林組
		契 約 金 額	14,000,000円
		納 入 年 月 日	平成27年3月20日
・	物 品 名	流山市立おおたかの森小・中学校 グラウンドバックネット その他備品	
	発 注 者	(株)松下産業	
	契 約 金 額	20,000,000円	
	納 入 年 月 日	平成27年3月20日	

議案第 59 号

財産の処分について

市は、次の財産を処分する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 流山市南字上耕地267番他34筆

(3) 面 積 35,140.92平方メートル

2 処分金額 858,820,953円

3 処分の相手方 (1) 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

流山1ロジスティック特定目的会社

取締役 松澤 和浩

(2) 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

流山2ロジスティック特定目的会社

取締役 松澤 和浩

(3) 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

流山3ロジスティック特定目的会社

取締役 松澤 和浩

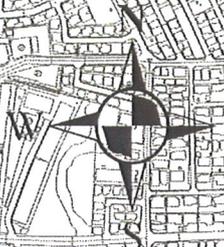
4 処分の理由 都市計画マスタープランに定める土地の活用に適合する物流施設の建設を目的とする普通財産譲渡申請があったため

参考資料

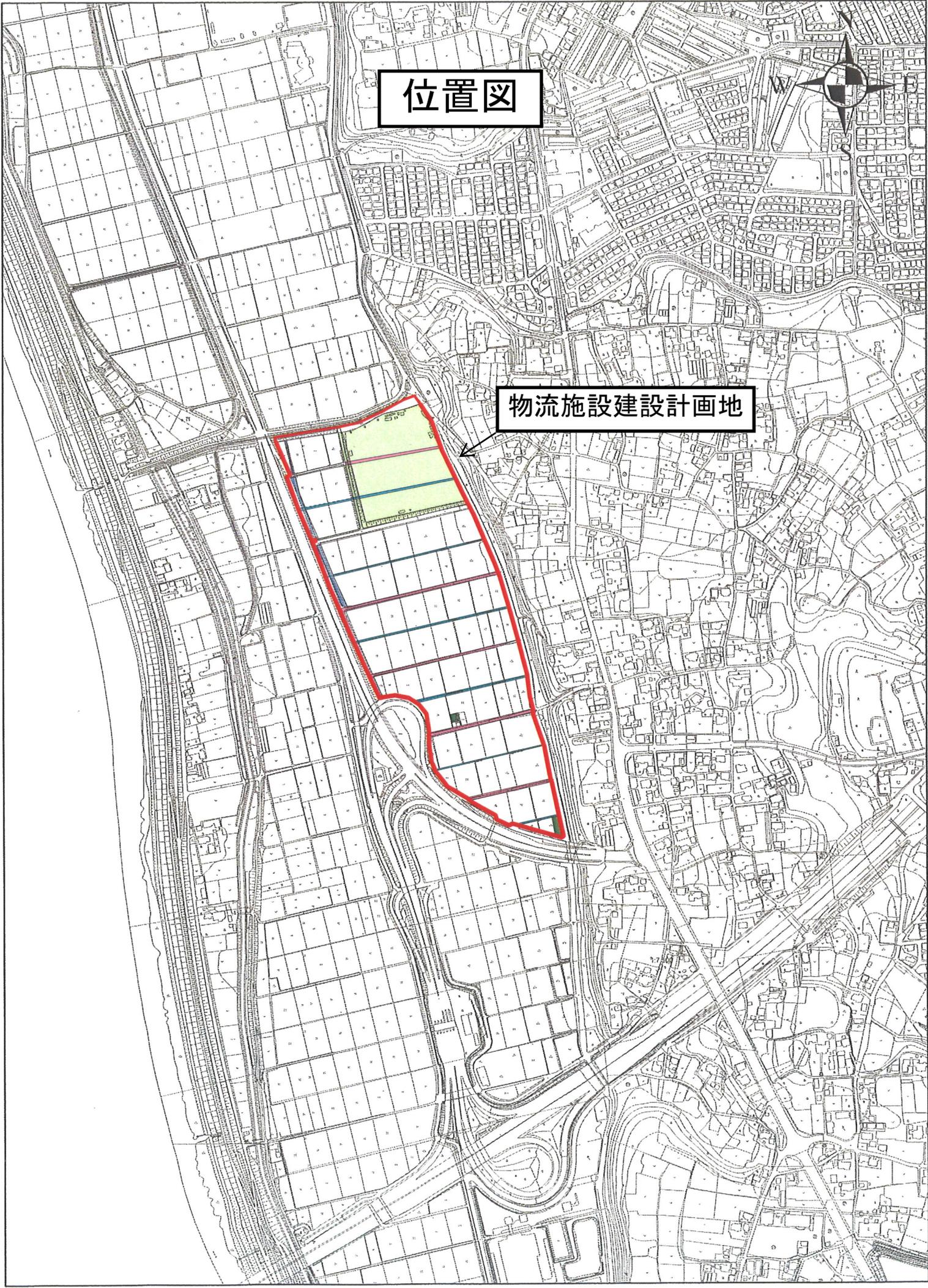
土 地 目 録

番号	所在	地目	地積 (平方メートル)
1	流山市南字上耕地267番	雑種地	8,288.21
2	流山市南字上耕地280番1	雑種地	8,745.01
3	流山市南字上耕地300番	雑種地	9,308.57
4	流山市南字上耕地280番1地先道路		555.29
5	流山市南字上耕地280番1地先水路		351.84
6	流山市南字上耕地296番3	雑種地	37.26
7	流山市南字上耕地297番2	雑種地	44.30
8	流山市南字上耕地298番2	雑種地	44.31
9	流山市南字上耕地299番2	雑種地	44.31
10	流山市南字上耕地293番2	用悪水路	23.11
11	流山市南字上耕地294番2	用悪水路	
12	流山市南字上耕地295番1	用悪水路	263.06
13	流山市南字上耕地296番5	用悪水路	
14	流山市南字上耕地333番4	用悪水路	
15	流山市南字上耕地337番1	用悪水路	333.71
16	流山市南字上耕地338番4	用悪水路	
17	流山市南字上耕地352番地先道路		923.91
18	流山市南字上耕地395番地先道路		815.95
19	流山市南字上耕地293番1地先水路		161.28
20	流山市南字上耕地318番地先水路		541.99
21	流山市南字上耕地361番地先水路		533.03
22	流山市南字下耕地435番2地先道路		803.87
23	流山市南字下耕地478番1地先道路		458.20
24	流山市南字下耕地429番1	田	697.07
25	流山市南字下耕地429番2	田	37.90
26	流山市南字下耕地515番1	田	328.03
27	流山市南字下耕地432番2	田	9.18
28	流山市南字下耕地434番2	田	29.95
29	流山市南字下耕地435番2の一部	田	20.01
30	流山市南字上耕地402番地先水路		393.03
31	流山市南字上耕地445番地先水路		363.70
32	流山市南字上耕地484番地先水路		123.18
33	流山市南字上谷726番1	用悪水路	16.62
34	流山市南字上谷727番1	用悪水路	
35	流山市南字上谷751番1地先水路		510.02
計			35,140.92

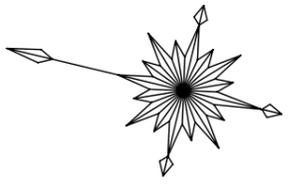
位置図



物流施設建設計画地



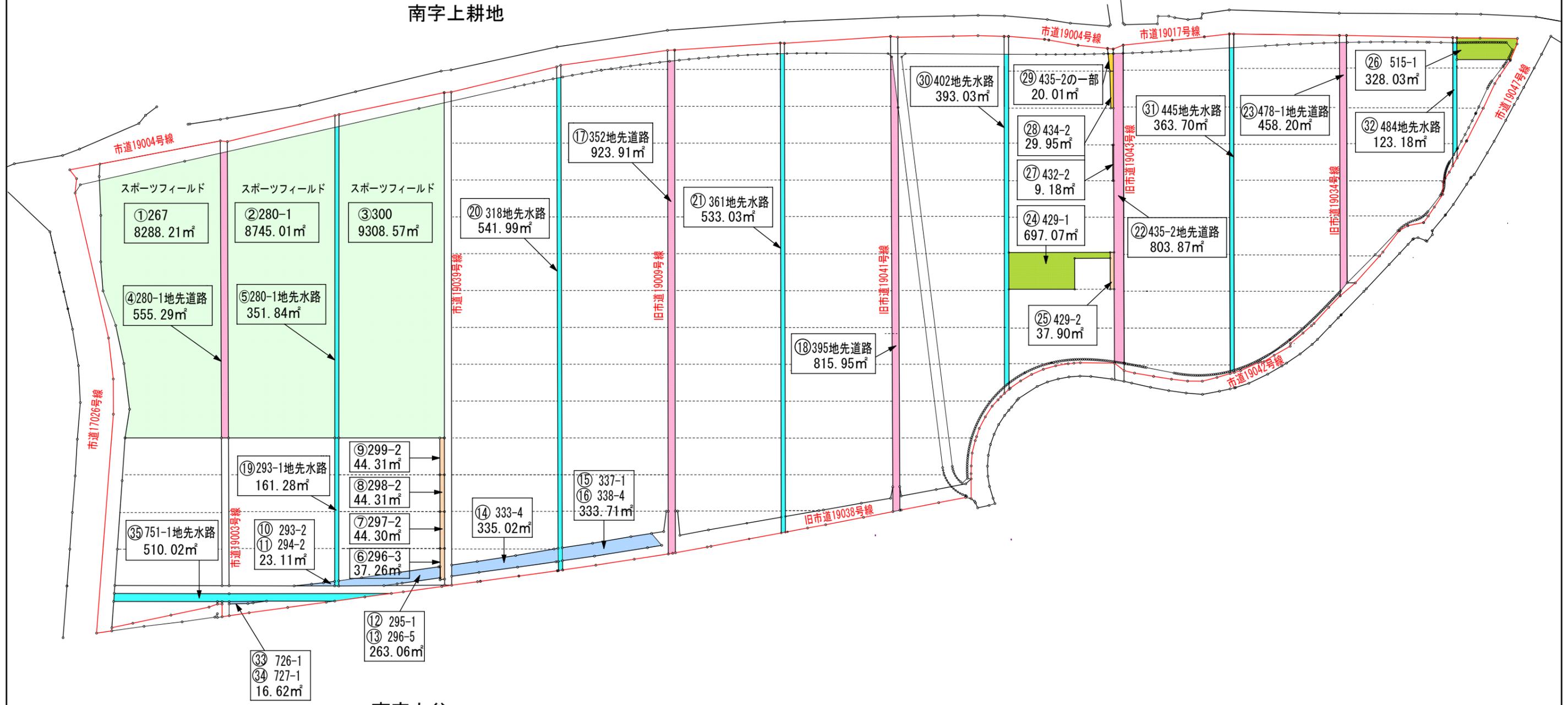
平面図



南字上耕地

南字下耕地

南字上谷



議案第 62 号

平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 63 号

平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 64 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 鱈ヶ崎小学校区に新たにひまわり第2学童クラブを設置する
とともに、既存のひまわり学童クラブの名称をひまわり第1学
童クラブに変更するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

ひまわり学童クラブ	流山市鰯ヶ崎7番地の1
-----------	-------------

」

を

「

ひまわり第1学童クラブ	流山市鰯ヶ崎7番地の1
ひまわり第2学童クラブ	流山市鰯ヶ崎7番地の1

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（ひまわり第1学童クラブ及びひまわり第2学童クラブに限る。以下同じ。）に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 65 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市民総合体育館

2 指定管理者となる団体

東京ドームグループ

（代表団体）

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 久代 信次

3 指定の期間

流山市民総合体育館の竣工の日から平成33年3月31日まで

議案第 67 号

平成26年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 69 号

平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別
冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 70 号

平成26年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 71 号

平成26年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 72 号

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市街づくり条例に定める手続との調整を図り、大規模開
発事業における届出要件を改めるほか、市街化調整区域の予定
建築物の敷地面積の最低限度を引き上げるなど、良質な街づく
りの推進を図るためである。

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号エ中「新築」の次に「又は改築」を加える。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号）第34
条第1項の規定による調停の申出がなかったときは、この限りでない。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第1項ただし書の規定により同項の届出を要しない
ときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「第1
項」を「第1項本文」に改める。

第9条第1項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」改める。

第12条第4項中「第1項の」を「第1項本文の」に改める。

第23条の見出し中「建築協定」を「建築協定等」に改め、同条第1
項中「建築協定の締結に」を「建築協定又は景観法（平成16年法律第
110号）第81条第1項の景観協定のうち、少なくともいずれか一方
を締結するよう」に改める。

第38条第1号中「同項」を「同項本文」に改める。

第42条第2号中「認めた開発行為」の次に「又はその区域内に良好
な景観の形成を図る緑地を設置することとして第14条第1項の規定に
よる協定の締結をした開発行為」を加える。

第43条第2号中「165平方メートル」を「300平方メートル」
に改める。

別表第1の2 公園、緑地又は広場の項基準の欄第1号アに次のただ
し書を加える。

ただし、その区域内に良好な樹林地等の緑地があり、これを保全す
ることが適当であるとして市長が緑地の混在を認めた建築行為又はそ
の区域内に良好な景観の形成を図る緑地を設置することとして第14
条第1項の規定による協定の締結をした建築行為については、この限
りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 大規模開発事業については、この条例による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号）第28条第1項の規定による大規模土地開発構想の届出をした事前協議対象事業について適用し、同日前に同項の規定による大規模土地開発構想の届出をした事前協議対象事業については、なお従前の例による。
- 3 大規模開発事業以外の事前協議対象事業については、改正後の条例の規定は、施行日以後に事前協議書が提出された事前協議対象事業について適用し、同日前に事前協議書が提出された事前協議対象事業については、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる事前協議対象事業を行う事業者は、当該事業の内容を改正後の条例の規定の内容に適合するよう努めるものとする。

議案第 73 号

平成26年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月3日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 74 号

監査委員の選任について

流山市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 佐々木 健一
 - 2 住 所 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - 3 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- 平成27年9月3日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 識見を有する者のうちから選任した監査委員浅井昌之氏が、平成27年8月31日をもって退職したことに伴い、執行機関である監査委員の事務に停滞が生じないようにその後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	佐々木 健一
現 住 所	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
経 歴	<p>平. 8. 3 明治大学工学部卒業</p> <p>平. 8. 4 東京大学大学院総合文化研究科入学</p> <p>平. 9. 1 同大学院同研究科中退</p> <p>平. 9. 3 } 株式会社ジャパン・エイ・ヴィ・レンタルシステム勤務 平. 11. 9 } (現・株式会社ティー・アンド・ジー)</p> <p>平. 13. 10 } 新日本監査法人勤務 平. 19. 7 } (現・新日本有限責任監査法人)</p> <p>平. 19. 8 } 税理士法人 山田&パートナーズ勤務 平. 20. 11 }</p> <p>平. 20. 11 虎ノ門有限責任監査法人 専務理事 現在に至る。</p>

報告第 16 号

平成26年度健全化判断比率について

平成26年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月3日報告

流山市長 井崎 義治

平成 2 6 年度健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4 . 1	4 6 . 0

報告第 17 号

平成26年度資金不足比率について

平成26年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月3日報告

流山市長 井崎 義治

平成26年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市公共下水道特別会計	流山市水道事業会計
—	—	—

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月3日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市営住宅の滞納家賃の納付に応じない者に対して、当該市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の3の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年8月6日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 件 名 市営住宅の明渡し、滞納家賃の全額納付及び入居許可の取消し以降の損害金並びに滞納家賃及び損害金に対する遅延損害金の支払を求める訴えの提起
- 2 明渡し対象物件 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 相 手 方 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

4 事件の内容

相手方は、平成24年4月分から平成26年12月分までにおいて33か月分の市営住宅の家賃を滞納しており、再三の催告にもかかわらず、これを支払わないことから、市は、相手方に対し平成26年12月3日付けで、支払期限を平成26年12月26日とした滞納家賃の支払を求めるとともに、その支払がない場合は、同日の経過をもって当該市営住宅の入居許可の取消し及び当該取消しによる明渡し請求をする旨の通知をしたが、相手方は、この求めにも応じない。

このため、専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の3に基づき、市は、訴えを提起するものである。

5 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、市営住宅の明渡しを求める。
- (2) 相手方に対し、滞納家賃 金30万6,758円の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、市営住宅の入居許可の取消し以降の市営住宅の占有に対する損害金（1月につき2万9,000円）の支払を求める。

(4) 相手方に対し、(2)の滞納家賃及び(3)の損害金に係る遅延損害金の支払を求める。

(5) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

6 訴訟遂行の方針

(1) 指定代理人により訴訟を行う。

(2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(3) 裁判の進行に応じ和解をする。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月3日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 西深井埋蔵文化財整理室警備業務委託契約の解約に係る損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年7月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 契 約 要 旨 | 平成27年4月1日付けで契約した西深井埋蔵文化財整理室警備業務委託について、同年5月11日の到来をもって契約を解除したことに伴い、契約の相手方に当該解除により生じた損害を賠償するもの |
| 2 契 約 の 相 手 方 | 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
代表取締役 伊藤 博 |
| 3 契 約 解 約 年 月 日 | 平成27年5月11日 |
| 4 損 害 賠 償 額 | 107,324円 |